

臨海工場運営事業の延長に関する検討支援業務 (その2)

業 務 仕 様 書

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 業務名

臨海工場運営事業の延長に関する検討支援業務（その2）

2. 業務の目的

本市のクリーンセンター臨海工場は、堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業（以下、「現事業」とする。）としてPFI事業（BTO方式）により、設計、施工、運営等の一連の業務を特別目的会社（以下、「SPC」とする。）が行っており、運営期間は平成25年4月1日から令和15年3月31日（令和14年度）までの20年間となっている。

本業務は、現運営期間終了後の事業延長に向け、機能診断調査を行い、次期事業の延命化手法を検討する。また、延命化手法の検討結果を踏まえ民間活力導入可能性調査や他市事例調査を行い、次期事業の最適な事業手法を本市と協議の上、本市へ提案するものである。

3. 履行場所

堺市役所及び市が指定する場所

4. 履行期間

契約締結日 から 令和10年3月31日 まで

5. 施設概要

項 目	施設概要	
名 称	堺市クリーンセンター臨海工場（以下、「臨海工場」とする）	
所 在 地	堺市堺区築港八幡町1番地70	
処理方式	焼却処理施設	シャフト炉式ガス化溶融炉
	破碎処理施設	せん断式
施設規模	焼却処理施設	450t/日（225t/日×2炉）
	破碎処理施設	16t/日（5h）
発電形式 発電出力	蒸気タービン発電	13,500 kW
	ガスエンジン発電	815 kW×3 基
	最大出力合計	15,945 kW
事業名称	堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	
事業方式	P F I 事業（B T O方式）	
事業期間	施設の整備開始日：平成22年2月1日	
	施 設 の 引 渡 日：平成25年3月31日	
	運 営 開 始 日：平成25年4月1日	
	運 営 終 了 日：平成45年（令和15年）3月31日	

6. 機能診断調査における現地調査について

現地調査の日程および実施については、監督員と十分協議した上で決定すること。
なお、本市が現在予定している炉停止期間は下記のとおりであるが、下記以外にも監督員との協議により、現地調査用に炉停止日を設けることがある。

(参考) 本市が現在予定している炉停止期間

臨海工場		
1号炉	令和8年12月19日 から 令和9年 1月22日 まで	35日間
	令和9年 2月28日 から 令和9年 3月31日 まで	32日間
2号炉	令和9年 1月18日 から 令和9年 2月 7日 まで	21日間

第2節 共通仕様

1. 仕様書の適用

受注者は、本仕様書に従って業務を実施しなければならない。ただし、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上、必要と思われるものについては、発注者と協議の上、受注者の責任において実施すること。

2. 秘密の保持・中立性の遵守

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了又は解除された後においても同様とする。また、受注者は中立性を遵守し業務を遂行しなければならない。

3. 関係法令及び規則、基準等との整合

受注者は、本業務の実施に際して廃棄物関連法令、国及び大阪府の動向、本市が定める廃棄物関連条例、堺市一般廃棄物処理基本計画、その他関連計画・施策との整合を図ること。

4. 提出書類

1) 業務実施計画書等

受注者は、契約締結後、速やかに以下の書類を提出し、本市の承認を得なければならない。なお、承認された事項を変更するときは、その都度本市の承認を得なければならない。

① 業務実施計画書

② 業務工程表

③ 業務実施体制表

④ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の届出書

⑤ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の経歴書

⑥ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の資格証明の写し

⑦ 受注者と管理技術者、照査技術者及び担当技術者との雇用関係が確認できる書類

⑧ その他本市が必要と認めるもの

2) 業務完了届等

受注者は、業務完了後、速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- ① 成果物（第 2 章 第 2 節 1. 参照）
- ② 出来高確認願（令和 8 年度）
- ③ 成果物引渡書
- ④ 業務完了届
- ⑤ 請求書
- ⑥ その他本市が必要と認めるもの

5. 管理技術者、照査技術者

- 1) 受注者は、管理技術者、照査技術者をそれぞれ 1 名以上配置することとし、発注者へ届け出ること。
- 2) 管理技術者、照査技術者は受注者と直接的な雇用関係を有する者であること。
- 3) 照査技術者と管理技術者は兼ねることができない。
- 4) 管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士登録の技術士（総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物・資源循環又は衛生工学部門-廃棄物・資源循環）又は RCCM（廃棄物部門）の資格を有し、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- 5) 照査技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士登録の技術士（総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物・資源循環又は衛生工学部門-廃棄物・資源循環）又は RCCM（廃棄物部門）の資格を有し、業務全般にわたり技術的照査を行わなければならない。
- 6) 受注者は、業務の進捗をはかるため、業務に精通した担当技術者と業務を遂行するための十分な技術者等を配置しなければならない。

6. 業務実績データの作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから本市監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから監督員にメール送信し、速やかに監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

7. 関係機関等への協議

関連法令及びインフラ等に関する確認・調整等、関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

8. 打合せ等

受注者は、本業務の実施に際して本市と十分な打合せを行うとともに打合せの都度、議事録を作成し、5 営業日以内に提出すること。（着手時 1 回、中間 4 回、成果品納入時 1 回の計 6 回程度を想定）

また、以下の事項についても協議・協力すること。

- 1) 受注者は、第 2 章第 1 節に記載の業務内容について、市と協議した上で実施すること。
- 2) 受注者は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合及び仕様書に記載されていない事項がある場合は速やかに本市と協議を行うこと。
- 3) 受注者は、本市から委員会等の会議に必要な資料の作成及び会議への出席要請があった場合は協力すること。（対応は原則、本市が行うが、受注者が作成した資料の根拠等に関する詳細説明や専門知識を要する質疑への回答等、本市では対応出来ない業務への補助を想定）

9. 業務の完了及び引き渡し

受注者は、業務完了後、本市の検査を受けるものとする。

本業務は、本市の検査合格をもって完了とするが、成果物に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受注者は責任をもって速やかに訂正の上、納品するものとする。

10. 資料の貸与

受注者は、本業務の履行に必要な全ての資料収集を行うこと。ただし、本市が保有する資料のうち、業務に必要な資料かつ提供可能なものについては、受注者からの申し出があれば貸与することとする。貸与を希望する場合は貸与希望リスト（様式自由）を作成の上、本市まで提出すること。

なお、貸与資料は業務完了時までに返却しなければならない。

また、本業務で収集した資料又は本市が貸与した資料について、本市の許可なく第三者に提供・譲渡・貸与・公表等はしてはならない。

第2章 特記仕様書

第1節 業務内容

1. 機能診断調査及び健全度の評価

環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」（以下、「手引き」とする。）を参考とし、臨海工場の機能診断調査の実施及び施設の健全度の評価を行うこと。

- 1) 機能診断手法を確立し、「プラント設備」及び「建築及び建築設備」の主要設備・機器における機器別管理基準を作成すること。
- 2) 1) で作成した機器別管理基準を用いて、「プラント設備」及び「建築及び建築設備」の機能診断調査を実施すること。
- 3) 2) で実施した機能診断調査の結果をまとめ、結果を用いて施設の健全度を評価する。

なお、炉停止期間中の炉内現地調査は3回を想定している。

評価の実施には、本業務履行時（現状）の評価と現事業終了年度（令和14年度末）の評価（想定）をそれぞれ実施すること。

（留意事項）

- ・ 健全度の評価には、手引きの表Ⅱ-9「健全度の判断基準例」と表Ⅱ-10「設備・機器の健全度評価例」の記載内容を踏まえ、受注者が持つ知見を加味して判断基準を作成すること。
- ・ 健全度の評価にあたり、本市が過去から蓄積した維持補修履歴等（日常点検結果、定期整備、事故・故障履歴など）のデータについては、本業務開始後、受注者へ貸与する。

2. 延命化手法の検討・機器管理

臨海工場の事業延長にあたり、本市の一般廃棄物処理体制に適した延命化手法について、「1.機能診断調査及び健全度の評価」の結果を用いて、必要な整備内容や整備期間等を検討すること。また、手引きに基づき、延命化手法ごとに想定される整備スケジュールを作成すること。

- 1) 臨海工場の次期運営において、事業延長可能期間を想定し、本市の一般廃棄物処理体制に沿った延命化手法（2パターン以上）を検討すること。
- なお、本市では下記①及び②の延命化手法を想定しているが、下記の延命化手法に捉われず実現性のある延命化手法を検討すること。

＜本市が想定する延命化手法＞	
①	定期補修に加え、必要に応じた修繕を行う。 現在の炉運転期間を変更せず、毎年度の定期補修に加え、劣化が進行している箇所など必要に応じた修繕を実施する。
②	延命化工事（基幹的改良）後、毎年度、定期補修を実施する。 市全体のごみ処理計画（2工場体制）を考慮し、故障リスク等を踏まえ、炉停止期間を現在より長く確保し、複数年にかけて施設延命化工事を行い、延命化工事後は毎年度、定期補修を実施する。

- 2) 1) で検討した各延命化手法の想定する整備スケジュールをそれぞれ作成すること。

また、作成した整備スケジュールと1.「機能診断調査」及び「健全度の評価」の結果、本市が貸与した維持管理データを用いて、手引きに基づき機器別管理総括表を作成すること。

(留意事項)

- ・本市のごみ処理体制、臨海工場の炉停止期間を考慮し、延命化手法を検討すること。
- ・延命化工事の工事期間中の搬入計画および故障発生時のリスク対応を考慮し、検討すること。

3. 民間活力導入可能性調査

「2. 延命化手法の検討・機器管理」の検討結果を考慮し、臨海工場の事業延長にあたり、想定される次期事業手法の検討を行うこと。

- 1) 臨海工場の次期事業手法において想定される事業方式（「RO」、「DBO」、「DB（延命化工事）+O（長期責任型包括委託）」、「現契約の期間延長（変更契約）」等）を検討し、各事業方式の概要、メリット・デメリット、適用法令、補助制度（交付金）、リスク分担（責任分界点）、財務・金融、現事業者からの引継ぎ事項等を整理し、比較資料を作成すること。

- 2) 本市PPP/PFIマニュアル（優先検討規定）に基づく事務手順を考慮し、1) で検討する各事業方式のライフサイクルコスト（建設費及び運営費）を算出し、VFMによる評価を実施すること。

- 3) 民間事業者（プラントメーカー等）へのヒアリング（5社程度）

- ・1) で検討した事業方式に対してヒアリング（下記項目①、②）を実施し、ヒアリング結果を比較資料に反映させること。

① 1) で想定する事業方式への参入意向

② リスク分担への希望条件

- ・2) のVFMによる評価に必要な費用についてのヒアリング（下記項目③、④）を実施すること。

③ SPC の設立、運営に関する費用

④ 延命化手法ごとにかかる概算費用

※ヒアリングを実施するうえで調査票の作成、回収、資料の整理および分析等を行うこととする。

また、①～④以外で資料作成に必要な項目があればヒアリングすること。

4. 他市事例調査

「2. 延命化手法の検討・機器管理」と「3. 民間活力導入可能性調査」の実施にあたって、他市の類似事例を調査し、整理すること。

(留意事項)

- ・「2. 延命化手法の検討・機器管理」に関する調査では、臨海工場と同程度の処理方式と施設規模を有する施設で基幹的設備改良工事を実施した事例を調査すること。また、調査の際は、工事規模、工事費用、炉停止が必要な期間

などを詳細調査すること。

- ・「3. 民間活力導入可能性調査」に関する調査では、検討する事業方式の種類、事業方式の選択理由、VFM評価、リスク分担等を調査すること。

5. 最適な事業延長手法の提案

「2. 延命化手法の検討・機器管理」、「3. 民間活力導入可能性調査」及び「4. 他市事例調査」の結果を踏まえ、延命化手法及び次期事業手法の組み合わせを比較・評価した資料を作成し、本市にとって最適な事業延長手法を提案すること。

6. 堺市 PFI 等活用庁内委員会向け資料の作成・その他打合せ

令和 9 年度に堺市 PFI 等活用庁内委員会にて臨海工場の事業延長手法を判断予定であり、その審議に使用する資料（「5. 最適な事業延長手法の提案」をまとめた報告書）を令和 9 年 12 月末までに作成し、提出すること。

なお、委員会への出席については、第 1 章第 2 節 8.打合せ等の記載内容とし、議事録等の作成支援については行わない。

第 2 節 その他

1. 成果品の提出

本業務の成果物については以下のとおりとする。

	成果物	期限	部数
1)	中間報告書	令和 9 年 3 月末	1 部
2)	堺市 PFI 等活用庁内委員会向け資料 【概要版】	令和 9 年 12 月末	2 部
3)	堺市 PFI 等活用庁内委員会向け資料	令和 9 年 12 月末	2 部
4)	業務完了報告書	令和 10 年 3 月中旬	1 部
5)	上記の成果物すべてを記憶した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)	令和 10 年 3 月中旬	2 枚

(補足事項)

- ・印刷物はフラットファイル綴りとする。
- ・本業務の履行期間が2か年であるため、年度毎に報告書を作成し検査・検収を受けること。

2. 支払い及び出来形について

各年度の支払金額の割合は次のとおりとする。

令和 8 年度 契約金額の 約 63 %

令和 9 年度 契約金額の 約 37 %

(補足事項)

令和 8 年度の支払いに対する出来形は以下のとおりとし、令和 8 年度末に本市が指定する検査を受検し、合格しなければならない。

【令和 8 年度出来形（予定）】

①機能診断調査及び健全度の評価

- ・機器別管理基準の作成
- ・機能診断調査

②他市事例調査

- ・延命化手法の他市事例調査
- ・民間活力導入可能性の他市事例調査

③堺市 PFI 等活用庁内委員会向け資料の作成・その他打合せ

- ・打合せ実施及び議事録の作成

3. 概略スケジュール

1) 機能診断調査及び健全度の評価

2) 延命化手法の検討・機器管理

3) 民間活力導入可能性調査

4) 他市事例調査

5) 最適な事業延長手法の提案

6) 堺市 PFI 等活用庁内委員会向け資料の作成・その他打合せ

	令和 8 年度				令和 9 年度			
機能診断調査及び健全度の評価								
延命化手法の検討 機器管理								
民間活力導入可能性調査								
他市事例調査								
最適な事業延長手法の提案								
堺市 PFI 等活用庁内委員会向け資料の作成・その他打合せ								

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。